

品川区立図書館第三期指定管理者選定について

1 概要

品川区立図書館では、民間事業者が持つノウハウを活用し、図書館サービスの運営をより一層効率的・効果的に行うために指定管理者制度を導入し、第一期は平成 27 年 4 月から 3 年間、第二期は平成 30 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの 5 年間、指定管理者による運営を実施している。

今回、指定期間が終了するにあたり、令和 5 年 4 月から施設の管理運営に関する業務を担う第三期指定管理者を募集する。

2. 指定管理者が管理を行う施設

指定管理者の選定にあたっては、対象となる品川区立図書館を 3 つのグループに分け、それぞれのグループごとに指定管理者候補者を 1 事業者選定する。

	対象施設名	所在地
Aグループ		
1	荏原図書館	品川区中延 1-9-15
2	ゆたか図書館	品川区豊町 1-17-7
3	源氏前図書館	品川区中延 4-14-17
Bグループ		
4	大井図書館	品川区大井 5-19-14
5	南大井図書館	品川区南大井 3-7-13
6	八潮図書館	品川区八潮 5-10-27
Cグループ		
7	五反田図書館	品川区西五反田 6-5-1
8	大崎図書館	品川区北品川 5-2-1
9	大崎図書館分館	品川区大崎 3-12-22
10	二葉図書館	品川区二葉 1-4-25

3. 指定管理者が行う業務

業務内容

- (1) 図書館資料の選定・収集・整理・保存に関すること
- (2) 図書館の運営に関する業務
- (3) 読書相談および参考業務に関すること
- (4) 図書館行事・地域サービスに関すること
- (5) 他の図書館その他関係団体との連携および相互協力に関すること
- (6) 施設の維持管理に関する業務
- (7) 経営管理に関する業務

4. 指定期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間

5. 指定管理者候補者の選定

(1) 選定方法

指定管理者の選定は、公募プロポーザル方式とする。

(2) 選定委員会の設置

指定管理者候補者の選定にあたっては、「品川区指定管理者候補者選定委員会」を設置し、選定予備委員会と選定委員会を開催する。

(3) 選定基準

- ① 施設の設置目的に従い、区と密接に連携し、高い意欲を持って管理運営ができること
- ② 利用者の安心・安全を確保し、公平で満足度の高いサービスを提供ができること
- ③ 図書館業務に知識、経験、意欲、能力を有する者を当該業務に持続的に従事させることができること
- ④ 施設の効用を最大限に発揮するとともに、財政的にも効率的な管理運営ができること
- ⑤ 関係法令および条例等の規定を遵守し、適正な管理運営ができること

6. 今後の予定

- | | |
|------------|----------------------|
| ① 令和4年6～7月 | 募集の周知および応募書類配布、説明会開催 |
| ② 令和4年8月 | 選定予備委員会・選定委員会開催、選定 |
| ③ 令和4年12月 | 指定管理者の指定議案提出、議決 |
| ④ 令和5年3月 | 指定管理業務の協定締結 |
| ⑤ 令和5年4月 | 指定管理業務開始 |